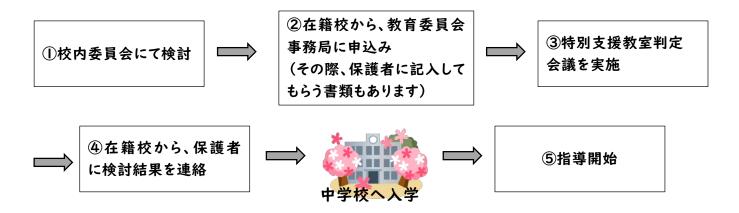
## 中学校での特別支援教室利用(巡回指導)の手続きについて

現在特別支援教室を利用している小学6年生で、中学校でも引き続き指導が必要な方について、継続して ご利用いただけるように引継ぎを行います。ご希望の場合は、下記をご確認いただき、在籍校の先生や巡回指 導の先生にご相談ください。

- ◆ 対象者:下記の2つの条件を満たす方
  - ①小学6年生で現在特別支援教室を利用しており、中学校でも引き続き指導が必要であると児童本人、 保護者、学校の先生の三者で確認できている
  - ②知的に顕著な課題のない自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、またはそれに類する特性があり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要としている

## ◆ 必要な手続きについて

まずは保護者から、在籍校の先生や巡回指導の先生へご相談をして下さい。保護者の意向を受け、下記の手続きを実施します。



※校内委員会で検討をする前に、過去2年以内に受検した知能検査結果を学校へ提出する必要があります。

※在籍校からの申込み後、必要に応じて、教育委員会事務局から直接保護者に連絡をすることがあります。

※中学校入学後、本人・保護者・在籍学級担任・巡回指導教員の四者で面談を行い、指導についての説明や確認をします。

## ◆ 申込み期限について

中学校での指導を希望する場合、必ず10月末までに在籍校へ相談をしてください。

## ◆ よくあるご質問

- Q.中学校の巡回指導拠点校を知りたい。
- ☞ 中学校は、中野中学校と中野東中学校の2校が巡回指導拠点校となっています。

拠点校	巡回校
中野中学校	第七中学校、北中野中学校、緑野中学校、明和中学校、中野中学校
中野東中学校	第二中学校、第五中学校、南中野中学校、中野東中学校

- Q.中学校に入学後、本人の様子を見ながら特別支援教室の利用を検討することはできますか?
- できます。ただし、その場合は入学後に改めて在籍校と相談をすることになり、引継ぎの対象とはなりません。
- Q.中学校での学校生活が心配で、念のために引継ぎをしたい。引継ぎをしても、入学後に指導を受けなくてもいいですか?
- ☞ 中学校への引継ぎに関わらず、特別支援教室での指導を希望する場合には、校内の特別支援教室において週に1回以上指導を受ける必要があることを確認していただいております。指導を受けない前提で、特別支援教室での指導を希望することはできません。
- Q.特別支援教室の利用が一度決定すると、卒業まで指導を受けることになりますか?
- □ 特別支援教室の目的は、できるだけ在籍学級で過ごしていけるように支援・指導をすることです。指導目標が達成され、適応状況が改善した場合は指導の終了となります。

また、特別支援教室の指導期間は、原則 I 年間です。学校生活上の困難さが著しい場合は、目標の達成度合いや適応状況を踏まえ、指導期間の延長を検討します。

- Q.以前知能検査を受けてから、2 年以上経っています。新たに知能検査を受けたい場合は、どうすればいいですか?
- ◎ 発達面について相談をしているかかりつけ医がいる方は、まずはそちらにご相談をしてください。かかりつけ 医がいない、または、かかりつけ医がいるがすぐに知能検査の実施が難しい場合には、在籍校へご相談をし てください。
- Q.国・都・私立の受験を予定しています。もし区立学校通うことになった場合のため、申込みできますか?
- □ お申し込みいただくことは可能です。その場合、申込票の『受験予定有無の欄』にご記入下さい。また、区立学校への就学が決まり次第、利用の正式決定となります。結果は必ずご連絡ください。

【お問い合わせ】

中野区教育委員会事務局 学務課 特別支援教育係 電話 03-5937-3238